

貸借対照表

(2022年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[3,168,878]	流 動 負 債	[3,818,625]
現金及び預金	2,151,063	買掛金	186,214
売掛金	366,400	短期借入金	1,700,000
商品	121	リース債務	3,397
貯蔵品	2,599	未払金	687,359
前払費用	245,967	未払費用	2,994
未収収益	39,666	未払法人税等	125,488
未収入金	358,797	未払消費税等	314,846
その他の流動資産	4,262	前受金	229,932
		預り金	91,456
		賞与引当金	164,434
		構造改革関連費用引当金	312,500
固 定 資 産	[25,198,897]	固 定 負 債	[2,956,642]
有形固定資産	(22,573,591)	長期預り保証金	2,259,873
建築物	2,294,086	退職給付引当金	636,748
構築物	7,312	役員退職慰労引当金	60,020
工具器具備品	273,431		
土地	18,478,687		
リース資産	2,007		
建設仮勘定	1,518,065		
		負 債 合 計	6,775,268
無形固定資産	(45,053)		
ソフトウェア	45,053		
電話加入権	0		
		純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(2,580,252)	株 主 資 本	[21,592,507]
投資有価証券	510	資本金	(100,000)
長期貸付金	274	資本剰余金	(20,908,108)
長期差入保証金	2,114,568	資本準備金	100,000
長期前払費用	5,488	その他資本剰余金	20,808,108
ゴルフ会員権	3,100	利益剰余金	(584,399)
繰延税金資産	454,810	その他利益剰余金	584,399
その他の投資	1,500	繰越利益剰余金	584,399
		(うち当期純利益)	(734,186)
		純資産合計	21,592,507
資 産 合 計	28,367,775	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,367,775

個別注記表

当社の計算書類個別注記表は、会社計算規則第 98 条第 2 項第 1 号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007 年 3 月 31 日以前に取得したもの……旧定額法

ロ. 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの……定額法

(2) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。これは当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためです。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を引当金として計上しております。

(4) 構造改革関連費用引当金

当社における収支構造改革の一環で実施される建物などの解体工事の支出に充てるため、支出見込額を引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等は次の通り処理しております。

- イ. 販売用不動産…………… 取得原価へ算入
- ロ. 固定資産…………… 発生事業年度の期間費用

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)を適用する予定であります。

II. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。